

## 委託業務仕様書

### 1 業務名

令和8年度地域医療体験研修推進業務（以下「委託業務」という。）

### 2 委託業務の目的

県内外の医学生を対象に、県内の病院、診療所において地域の医療現場を体験できる鳥取県主催セミナー（サマーセミナー：8～9月頃に1回、トリノスセミナー：8～9月頃に1回、スプリングセミナーは2～3月頃に1回）を開催し、地域医療の意義、面白さを体験してもらうことにより、地域医療への関心を高め、卒業後の県内定着の促進を図る。

### 3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 委託業務の内容

#### (1) サマーセミナー及びスプリングセミナーの参加希望者と受入可能医療機関とのマッチング

ア 鳥取県が事前に把握したセミナー受入可能医療機関及び鳥取県が募集を行ったセミナー参加希望者の双方の希望情報（①受入可能医療機関：受入可能期間・人数・学年、研修予定内容、受入条件等、②セミナー参加希望者：個人の基礎情報、希望日・施設・診療科等）を基に、受入可能医療機関とのセミナー実施日時及び参加者の調整

イ 実施日時が決まった後のセミナー参加者希望者及び受入医療機関への決定通知（注意事項含む）の発出

ウ セミナー実施前後におけるセミナー参加者と受入医療機関との事務連絡

#### (2) セミナー参加者に対する旅費支給

ア 各セミナー実施後に別紙「地域医療体験研修推進業務の旅費」に基づき、参加者へ旅費を支給

イ サマーセミナーとトリノスセミナーは開催時期が近く、1回の来県で両セミナーに参加することが想定されるため、県外からの参加者で両セミナーに参加した者には、旅費を1回分のみ支給

### 5 その他

(1) 受託者は、委託業務の実施に当たっては、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療人材確保室と随時協議しながら進めること。

(2) 受託者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 受託者は、委託業務終了後、10日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに「4 委託内容」の実施状況が確認出来る業務完了報告書を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課医療人材確保室へ提出すること。

(4) 委託料の確定額は、委託料上限額と委託業務の実績額のいずれか低い額とする。